主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野田純生の上告趣意第一は、憲法三八条違反をいうが、記録に徴すれば、 所論被告人の供述は任意になされたことが明らかであり、同第二は、判例違反をい うが、原判文に徴すれば、原判決は所論利益が不法の利益であると認定しているこ とが明らかであり、従つて右各所論はいずれも前提を欠き、その余は、単なる法令 違反、事実誤認の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、本件は権利能力なき社団であるAの会員である被告人が会長B等から総会 決議にもとづいて同協会に属する財産の分配支給を受けたものであるが、右決議に あたり参議院議員選挙においてC及びDを同協会として応援することとしていた右 B等が出席会員に対し選挙運動への協力を求めたうえ選挙運動の報酬とする趣旨で 調査研修費の名目のもとに支給する旨を説明提案し被告人を含む各出席会員はこれ を了承していたものであること原判決の確定するところであるから、本件金銭の受 領は公職選挙法二二一条一項四号、一号の受供与にあたるというべきである。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四九年九月一三日

最高裁判所第二小法廷

男	昌	原	岡	裁判長裁判官
 左 住	信	Ш	小	裁判官
一郎	喜	塚	大	裁判官
豊		田	吉	裁判官